

## 自白と裁判所

名古屋市瑞穂区の閑静な住宅街で、地元住民無視の15階建てマンション建設に抗議する住民が不当に逮捕された事件の裁判を傍聴してきた。2月13日に名古屋地裁で判決が下されるが、レポートでも何回か書いてきたように、画像鑑定などからも被告とされた奥田恭正さん無罪は確実だと思う。だが、長期にわたる拘留中の「供述調書」など気になることもある。内田博文『治安維持法と共謀罪』を読み、「奥田裁判」に関連することも書かれていたので紹介しておく。



日本国憲法第38条第2項が「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」と規定したのを受けて、新刑事訴訟法第319条第1項は「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない」と規定した。「任意にされたものでない疑のある自白」に該当しなければ、自白に証拠能力を付与できるとし、その要件について第322条で次のように規定した。

被告人が作成した供述書または被告人の供述を録取した書面で被告人の署名もしくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、または特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。ただし、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、任意になされたものでない疑いがあると認めるときは、これを証拠とすることができない。被告人の公判準備または公判期日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

これによると、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるときは、任意にされたものでない疑いがあるとき以外は、証拠能力が付与されることになった。問題は裁判所が自白調書の任意性を厳格に判断しているかどうかである。否と言わざるを得ない。裁判所にとって自白の任意性を否定することがいかに困難かということが自白の任意性を否定したごく稀な判決・決定からうかがえるからである。「任意性」の要件は無きに等しい現状にあると言っても決して過言ではない。これには裁判官の検察・警察に対する仲間意識（裏返せば裁判官の必罰主義）あるいは「検察・警察は無理

な取調べはしない筈だ」といった捜査の現状に対する裁判官の理解不足などが大きいと言えよう。自白の信用性が否定された場合に僅かに任意性が否定されるに過ぎない。

その自白の信用性の判断も被告人側が当該自白に信用性がないことを「合理的な疑い」が入らない程度にまで立証することができなかつた場合は信用性があると判断されている。検察官が信用性の立証に成功したかどうかではなく、被告人側が申し立てた疑問が「合理的な疑い」に当たるかどうか争点とされる。この判断は「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる」（刑事訴訟法第 318 条）という自由心証主義の下で裁判官の自由心証に委ねられている。任意性のある自白は信用できるという神話の前に、この裁判官における主観的な判断はともすれば自白の信用性を肯定する方向に傾きがちである。「疑わしきは被告人の利益に」という原則を棚上げにしたような判断がなされる場合も少なくない。

(2018 年 2 月 4 日)